

民事執行法 82 条 2 項の申出手続等について

仙台地方裁判所第 4 民事部不動産執行係

1 印鑑登録証明書について

(1) 買受人

入札書（特別売却の場合は買受申出書）に押捺した印鑑を民事執行法 82 条 2 項の申出書に使用する場合には、印鑑登録証明書の添付は不要である。ただし、そうでない場合には、申出書には実印を押捺し、印鑑登録証明書を添付する。

(2) 買受人から不動産の上に（根）抵当権の設定を受けようとする者（以下「金融機関等」という。）

金融機関等の印鑑登録証明書の添付は要しないが、登録印を使用する。

2 申出の時期及び提出書類

(1) 申出の時期

代金納付日の 3 日前（ただし、3 日には休日を含まない。）までに書面で申出をする。

(2) 申出時の提出書類

ア 民事執行法 82 条 2 項の規定による申出書【記載例 1】

イ 住所証明書又は資格証明書（金融機関等分）

ウ 印鑑登録証明書（1 の(1)ただし書きに該当する場合のみ）

エ （根）抵当権設定契約書写し（物件が記載されているもの）

オ 登記嘱託に必要な次の書類

- ・ 不動産登記全部事項証明書
- ・ 固定資産価格決定通知書
- ・ 住宅用家屋証明書（租税特別措置法 73 条による登録免許税の特例の適用を受ける場合）

(3) 登記嘱託書兼登記原因証明書等（以下「嘱託書」という。）

交付時の提出書類

ア 保管金領収証書（当裁判所会計課が発行したもの）

イ 収入印紙（または領収証書）及び郵便切手（代金納付期限通知書に同封の「売却代金・登録免許税等納付書」に記載押印のうえ納付する。）

ウ 指定書【記載例 2】

エ 受領書【記載例 3】

なお、嘱託書を交付するに当たり、指定書に記載されている者と嘱託書の受領者が同一であることを確認するので、嘱託書受領者は、身分証明書を持参する。

3 記載にあたっての注意事項等

(1) 申出書【記載例1】

申出書に「代金納付予定日」及び「登録免許税額」を記載する。なお、代金納付日を変更するときには、速やかに担当書記官までその旨連絡する。

(2) 受領書【記載例3】

収入印紙又は領収証書の金額を記載する。

(3) 届出書【記載例4】

届出書にも(2)の記載をする。なお、届出書には、物件目録の添付を要しない。

(4) 物件目録との契印について

申出書及び指定書（以下「申出書等」という。）には物件目録を添付し、かつ、申出書等と物件目録の間に買受人及び金融機関等が契印する必要がある。

4 その他

代金納付日の3日前までに、2の(2)記載のすべての書類の提出がない場合は、代金納付日当日に嘱託書を交付できないことがあるので、注意する。

※ 嘱託書の交付手続は、午後零時15分から午後1時までの間には交付できないことがあります。よって、この時間帯を極力避けていただきますよう御協力をお願いいたします。

また、申出人が銀行等に残代金の振込み手続をとってから裁判所において入金の確認がとれるまで、少なくとも2時間以上の時間が必要なことから、当日に振込み手続をとる場合にはできるだけ朝一番に振込み手続を完了し、午後から代金納付手続のため来庁していただくようご配慮をお願いします。（裁判所において入金が確認できないときは、嘱託書を交付することができません。）

【記載例 1】

民事執行法 82 条 2 項の規定による申出書

仙台地方裁判所第 4 民事部裁判所書記官 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号

申出人（買受人） ○ ○ ○ ○ ⑩

仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号

申 出 人 株式会社△△銀行

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

御庁令和〇〇年（ケ）第〇〇〇号担保不動産競売事件について、申出人（買受人）〇〇〇〇と申出人株式会社△△銀行との間で、別紙物件目録記載の不動産に関する抵当権設定契約を締結しました。

つきましては、民事執行法 82 条 1 項の規定による登記の嘱託を、同条 2 項の規定に基づき、申出人の指定する下記の者に嘱託書を交付して登記所に提出させる方法によってされたく申し出ます。

記

申出人の指定する者の表示及び職業

仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号 〇〇司法書士事務所

司法書士 ○ ○ ○ ○

（電話 022-×××-××××）

代金納付予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時頃

登録免許税額 金 円

（移転登記分 円，抹消登記分 円）

添付書類

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | 資格証明書 | ○通 |
| 2 | 抵当権設定契約書の写し | 1通 |
| 3 | 印鑑登録証明書 | 1通（※） |

※入札書又は買受申出書に使用した印鑑によらない場合

【記載例 2】

指 定 書

仙台地方裁判所第 4 民事部裁判所書記官 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号

申出人（買受人） ○ ○ ○ ○ ㊟

仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号

申 出 人 株式会社△△銀行

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

申出人は、御庁令和〇〇年（ケ）第〇〇〇号担保不動産競売事件の別紙物件目録記載の不動産について、民事執行法 82 条 2 項の規定に基づき、囑託書の交付を受ける者として下記の者を指定します。

記

申出人の指定する者の表示及び職業

仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号 ○〇司法書士事務所

司法書士 ○ ○ ○ ○

（電話 0 2 2 - × × × - × × × ×）

以上

【記載例 3】

受 領 書

仙台地方裁判所第 4 民事部裁判所書記官 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号 〇〇司法書士事務所

被指定者 司法書士 〇 〇 〇 〇 ⑩

御庁令和〇〇年（ケ）第〇〇〇号担保不動産競売事件の別紙物件目録記載の不動産について、民事執行法 8 2 条 2 項の規定に基づき、申出人の指定する者として、下記の書類等を本日受領しました。

なお、これらの書類については、遅滞なく登記所に提出いたします。

記

- 1 登記嘱託書兼登記原因証明書（収入印紙〇〇〇〇円） 1 通
- 2 固定資産価格決定通知書 1 通
- 3 住所証明書（個人の場合） 1 通
- 4 登記識別情報通知還付のための返送料
（郵便切手 5 2 9 円・←重量により変動します。）

以上

※ 1 につき、収入印紙に代えて領収証書によるときは、「領収証書〇〇〇〇円」と記載する。

なお、住宅用家屋証明書を提出しているときは、その旨の記載を要する。

【記載例 4】

届 出 書

仙台地方裁判所第4民事部裁判所書記官 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号 〇〇司法書士事務所

被指定者 司法書士 〇 〇 〇 〇 印

御庁令和〇〇年（ケ）第〇〇〇号担保不動産競売事件について、民事執行法82条2項の規定に基づき受領した下記の書類等は、即日、仙台法務局〇〇出張所に提出しましたので、民事執行規則58条の2第4項の規定に基づき、その旨を届出します。

記

- 1 登記嘱託書兼登記原因証明書（収入印紙〇〇〇〇円） 1 通
- 2 固定資産価格決定通知書 1 通
- 3 住所証明書（個人の場合） 1 通
- 4 登記識別情報通知還付のための返送料
（郵便切手529円・←重量により変動します。）

以上

※ 1につき、収入印紙に代えて領収証書によるときは、「領収証書〇〇〇〇円」と記載する。

なお、住宅用家屋証明書を提出しているときは、その旨の記載を要する。
本書面には、物件目録の添付は不要である。